

県北広域振興局長告示第6号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業に係る土地改良事業計画の変更に同意した。

平成22年5月14日

県北広域振興局長 東大野 潤 一

土地改良事業を行う市町村の名称	地区名
軽米町	下河南